

収入印紙
貼付欄

業 務 委 託 契 約 書（案）

業 務 名	下水道管路維持管理業務（計画的業務）における巡視、点検、調査及び清掃業務								
履 行 場 所	交野市								
期 間	令和 ●年 ●月 ●日から								
	令和 ●年 ●月 ●日まで								
契 約 金 額		¥	0	0	0	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		¥	0	0	0	0	0	0	0
	（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。								
契 約 保 証 金	1．交野市上下水道事業会計規程第158条第1項に規定する額。 2．交野市上下水道事業会計規程第158条第2項 号による								
支 払 条 件	完了払								
そ の 他	第3条、第13条、第14条、第15条及び第16条は、削除								

上記の業務について、委託者(甲)と受託者(乙)は、おののお対等な立場における合意に基づいて、次の各条項により、委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受託者が共同企業体を結成している場合には、受託者は、この契約記載の業務を共同連帯して受託する。この契約を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 9年 月 日

大阪府交野市私市2-24-1
甲 交野市
交野市長 山 本 景 ⑩

共同企業体名
乙 代表企業

代表取締役 ⑩

(総 則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、頭書の業務の委託契約に関し、①この契約書、②甲及び乙が令和●年●月●日付けで締結した業務委託基本契約（以下「基本契約」という。）、③募集要項、④要求水準書、⑤モニタリング基本計画、⑥選定基準、⑦様式集、⑧その他募集要項等（以下に定義する。）に関して甲が公表した書類、⑨①乃至⑧に関する質問回答書（以下「質問回答書」という。）、⑩別冊の仕様書（金額を記載しない設計書、図面を含む。以下同じ。また、③乃至⑩を個別に又は総称して、以下「募集要項等」といい、①乃至⑩により構成される契約を、以下「この契約」という。）、及び⑪企画提案書に従いこれを履行しなければならない。乙は、委託業務に係る法令等を遵守するとともに、委託業務の期間中、この契約に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、善良な管理者の注意をもって、委託業務を実施しなければならない。
- 2 前項の募集要項等及び企画提案書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。
- 3 乙は、本件施設が上下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、委託業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 4 この契約書において使用する用語の定義は、この契約書において別途定める場合を除き、基本契約の別紙1のとおりとする。
- 5 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、この契約において特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。
- 6 委託業務の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、大阪地方裁判所をもって第一審における専属的合意管轄裁判所とする。
- 12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を当該共同企業体の代表企業に対して行うものとし、甲が当該代表企業に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成企業に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。なお、当該共同企業体のすべての構成企業は、共同連帯して委託業務を含むこの契約上の義務を負うものとする。
- 13 第1項に定める各書類の間に矛盾又は齟齬がある場合は、(i)この契約書（ただし、この契約書に規定する委託業務に関する内容に限る。）、(ii)基本契約、(iii)この契約書（ただし、(i)の内容を除く。）、(iv)この契約の締結に至るまでに甲及び乙が委託業務に関して別途合意した事項に係る書面、(v)質問回答書、(vi)要求水準書及びモニタリング基本計画、(vii)募集要項、(viii)選定基準、様式集及びその他募集要項等に関して甲が公表した書類、(ix)別冊の仕様書、(x)企画提案書の順に解釈が優先するものとする。ただし、企画提案書が募集要項等を上回る事項については、企画提案書が(vi)の書類に優先する

順位とする。企画提案書に誤りが発見された場合、甲と乙はその取扱いについて協議し、甲の指示に従うものとする。

- 14 甲がこの契約に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾、確認を行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき委託業務の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(業務の範囲)

第2条 委託業務の範囲は、下水道管路維持管理業務（計画的業務）における巡視、点検、調査及び清掃業務をいい、募集要項等及び企画提案書に記載された業務（この契約書において「委託業務」という。）とする。

- 2 乙は、この契約で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、維持管理方法、使用機材、消耗品等を決定し、委託業務を行うことができる。

(ユーティリティー等の調達)

第2条の2 乙は、乙の責任と費用負担により、事業準備期間（移行期間）（募集要項等に定義する。以下同じ。）を除く委託業務の期間中において、募集要項等及び企画提案書に定める委託業務の実施に必要な電力、水道、薬品、ガスその他の燃料等を調達しなければならない。

- 2 乙は、乙の責任と費用により、事業準備期間（移行期間）を除く委託業務の期間中において、募集要項等に定める委託業務の実施に必要な消耗品類、資機材、事務備品その他物品を調達しなければならない。

(責任負担)

第2条の3 委託業務に伴う下水道法（昭和33年法律第79号）上の管理責任は、甲が負うものとする。

- 2 甲乙の基本的な責任負担は、第1条第13項の(i)乃至(v)までの書類に明示的に規定がある場合には当該規定が優先し、その他の場合については募集要項等に定めるものとする。

(指示等)

第2条の4 甲は、下水道法上の管理責任を果たすため必要と認めたときは、委託業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合、乙は、当該指示に従い委託業務を行わなければならない。

(臨機の措置)

第2条の5 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他委託業務の遂行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が委託金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

(保証人)

第3条 乙は、甲の要求があったときは、この契約による債務の不履行によって生ずる損害金（違約金、遅延利息等）の支払及び業務の完了を連帯して保証するところの甲の認める業者を保証人（以下「丙」

という。)として立てなければならない。

2 甲は、乙が第19条第1項各号に定める事由に該当する場合において、同条によりこの契約を解除することができるほか、丙に対して、その履行を請求することができる。

3 丙は、前項の規定による甲の請求があったときは、次条の規定にかかわらず、この契約に基づく乙の権利及び義務を承継する。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理の全部又は募集要項等で禁止する委託業務を第三者に委託し若しくは請け負わせてはならない。ただし、前文により禁止されない範囲の委託業務の一部を第三者に委託し若しくは請け負わせようとする場合において、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、甲は、再受託者又は下請負人で、委託業務の処理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を付し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(責任者・技術者等)

第6条 乙は、募集要項等に規定する責任者及び技術者等を定め、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の募集要項等に規定する責任者及び技術者等について、著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を付し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(委託業務の調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

2 前項の場合において、甲の責めに帰する事由により、乙が増加費用を必要とし、又は損害を受けたときは、甲はその増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、甲乙協議して定める。

(期限の延長)

第9条 乙は、天災地変その他乙の責めに帰することのできない理由又は正当な理由により履行期限までに委託業務を完了することができないときは、甲に対して速やかにその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとし、その損害が甲の責めに帰する事由により生じたものについては甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定めるものとし、支払期限については合理的な期日を甲が指定す

る。ただし、乙が、甲の責めに帰する事由があることを知りながら、これを通知しなかったときは、乙がその損害を負担する。

- 2 甲又は乙が、前項に定める金銭の支払いを遅延した場合、甲又は乙は相手方に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額を、遅延損害金として支払うものとする。

（検査及び引渡し）

第11条 乙は、委託業務を完了したとき（原則として、基本契約別紙2に規定する委託金額の支払期に対応するものとする。）は、遅滞なく甲に対して業務完了届を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了届を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を甲に引渡すものとする。
- 4 乙は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を委託業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

（契約不適合責任）

第11条の2 甲は、引き渡された成果品が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託金額の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）委託業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約を締結した目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第11条の3 甲は、引き渡された成果品に関し、第11条第3項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託金額の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求・減額する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 甲が第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果品の契約不適合が甲若しくは甲が定める監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（契約金額の支払）

第12条 乙は、第11条第2項の規定による検査に合格したときは、別記1の支払方法に従い、甲に対して委託金額の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の支払請求を受理したときは、その日から30日以内に委託金額を支払わなければならない。
（物価の変動に基づく委託金額の変更）

第12条の2 甲又は乙は、委託業務の期間内において、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、委託金額が不適當となったと認めたときは、別記2に基づいて、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

- 2 予期することのできない特別な事情により委託業務の期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託金額が著しく不適當となったときは、別記2に基づいて、甲又は乙は、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

- 3 甲又は乙により前2項の請求があったときは、甲乙協議のうえ、その額を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知するものとする。

（前払金）

第13条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、甲に対して委託金額の頭書の率以内の前払金の支払いを請求することができる。

- 2 乙は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に前払金を支払わなければならない。

- 4 委託業務の内容の変更その他の理由により著しく委託金額を増額した場合においては、乙は、その増額後の委託金額の $2/10$ から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 委託業務の内容の変更その他の理由により委託金額を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託金額の $5/10$ を超えるときは、乙は、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還額を定める。
- 6 甲は、乙が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第14条 乙は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、前条第5項の規定により委託金額を減額した場合において、保証契約を変更したときは、乙は、変更後の保証証書を遅滞なく甲に寄託しなければならない。

(前払金の使用等)

第15条 乙は、前払金をこの委託業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この委託業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(前払金の不払いに対する乙の業務中止)

第16条 乙は、甲が第13条第3項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、委託業務の全部又は一部の処理作業を中止することができる。この場合においては、乙は、遅滞なくその理由を付してその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 第8条第2項の規定は、前項の規定により乙が委託業務の処理作業を中止した場合について準用する。

(履行遅延の場合における遅滞金)

第17条 乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、甲は、乙から遅滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の遅滞金は、未履行の委託業務に係る委託金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した額とする。

- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第12条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、当該委託金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、委託金額（この契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額）の $10/100$ に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第 49 条に定義する排除措置命令、又は同法第 62 条に定義する納付命令を行い、当該排除措置命令、又は当該納付命令が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6、同法第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき乙に損害賠償を請求することを妨げるものではない。

（甲の解除権）

第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、委託業務に着手すべき時期を過ぎてもその業務に着手しないとき。
- (3) 乙（共同企業体の場合は、その構成企業）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約、下請契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約、下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、第 13 条の規定による前払金があったときは、

乙は、前払金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の利息を付して甲に返還しなければならない。

- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託金額の10/100に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、甲に生じた実際の損害額が当該違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき乙に損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(乙の契約解除等)

第20条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により、委託業務の内容を変更したため委託金額が2/3以上減少したとき又は委託業務の中止期間が委託業務の期間の1/2を超えたとき。
- (2) 正当な理由がなく、甲がこの契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(権利の所属等)

第21条 乙から引渡しを受けた成果品に対する一切の権利は、甲に帰属するものとする。

- 2 甲は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容を変更することができる。

(秘密の保持等)

第22条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 乙は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得たときにはこの限りでない。

(個人情報の取扱い)

第22条の2 乙は、委託業務に係る個人情報について、法令等に従い適正に取扱わなければならない。

(成果品の誤謬等)

第23条 甲は、第11条第3項の規定による引渡しを受けた後、成果品について誤謬若しくは脱漏等を発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて成果品の補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

(保険)

第24条 乙は、委託業務の期間中、乙の費用により、第三者賠償保険、火災保険、労働者災害保険、その他必要な保険を付保するものとし、甲に報告するものとする。

(法令変更に伴う通知の付与及び協議)

第25条 この契約の締結日以後に法令が変更されたことにより、この契約で提示された条件に従って委託業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、乙は、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちにこれを甲に対して通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされた以降において、この契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免

れるものとする。ただし、甲又は乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 甲が乙から第1項の通知を受理したときは、甲及び乙は、当該法令変更に対応するため、速やかにこの契約及び委託金額の変更等について、協議するものとする。

4 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内にこの契約又は委託金額の変更等について合意が成立しないときは、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い委託業務の実施を継続するものとする。

(法令変更に伴う増加費用又は損害の負担)

第26条 法令変更により生じる増加費用又は損害が発生した場合は、次の各号の定めに従い負担するものとする。

(1) 委託業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等（特に、委託業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、一般に適用される法律の変更は含まない。）の変更の場合は甲の負担とし、一般に適用される法令等の変更は乙の負担とする。

(2) 消費税及び地方消費税に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、甲の負担とし、委託業務の内容にかかわらず、法人の利益に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、乙の負担とする。

(法令変更による契約の解除)

第27条 委託業務の期間において、第25条第3項に基づく協議にもかかわらず、この契約の締結後における法令変更により、甲が委託業務の継続が困難と判断した場合又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 前項に基づきこの契約が解除された場合、乙に生じた損害の負担は、前条の定めに従うものとする。

(不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更)

第28条 不可抗力によりこの契約で提示された条件に従って委託業務を実施することができなくなったとき、又は著しく困難になったときは、乙はその内容の詳細を記載した書面を以って、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の通知がなされたとき以降において、この契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による通知を受理したときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

4 乙が前項の通知を受理したときは、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかにこの契約及び委託金額の変更等について協議するものとする。

5 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から30日以内にこの契約又は委託金額の変更等について合意が成立しないときは、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い委託業務の実施を継続するものとする。

(不可抗力による委託金額の支払)

第29条 甲は、乙が不可抗力により本件施設において委託業務の一部又は全部を行うことができない場合

には、その費用に相当する委託金額を減額するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、前条第4項による協議が合意に至るまでの間、乙が当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うことを条件として、乙が不可抗力により本件施設において委託業務の一部又は全部を行わない場合でも、乙に対して第12条に定める委託金額を支払うことができるものとする。

(不可抗力による契約の解除)

第30条 委託業務の期間において、第28条第4項に基づく協議にもかかわらず、この契約の締結後における不可抗力により、甲が委託業務の継続が困難と判断した場合又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 前項の規定によりこの契約を解除する場合は、甲は乙に対して、委託業務の期間の終了日までの委託金額のうち未払いの委託金額について、甲及び乙の協議に基づき、甲が合理的に認定する一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託金額の支払の手続きは、第12条の規定を準用する。

(公租公課の負担)

第31条 この契約に関連して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。甲は、委託金額及びこれに対する消費税額を支払うほか、この契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

(著作権の譲渡等)

第32条 乙は、成果品が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 甲は、成果品が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果品の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 甲は、成果品が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 乙は、成果品が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 乙は、成果品(委託業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果品を使用し、又は複製し、また、第22条の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。

(著作物の使用等)

第33条 甲は、乙が委託業務の実施にあたって使用する著作物について、乙が承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。この場合、著作物の使用に際し、著作権使用料の支払いは免除されるものとする。

(特許権等の使用)

第34条 乙は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、乙が過失なくその存在を知らなかったときは、その使用に関して要した費用

の負担については、甲乙協議して決めるものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第35条 この契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(解除の制限)

第36条 基本契約及びこの契約に定めのある場合並びに甲と乙の合意による解除の場合を除き、この契約の全部又は一部を解除することはできない。

(補 則)

第37条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

(以下本頁余白)

別記1

支払方法及び物価改定の対象（表1）

業務 分類	業務内容		経費の区分	支払方法及び支払期	物価改定の対象
下水道管路 維持管理業 務	計画的業務	巡視・点検・調査 (カメラ調査)	変動費	実施精算 (四半期毎) ※	指標により改定
		清掃 (伏せ越しが主)	変動費	実施精算 (四半期毎)	指標により改定

※（四半期毎）については、6月、9月、12月、3月に支払いを行う。

別記2

物価変動の改定指標（表2）

業務分類	業務内容		経費の区分	物価改定の指標
下水道管路維持管理業務	計画的業務	巡視・点検・調査 (カメラ調査)	変動費	測量技師 ※
		清掃 (伏せ越しが主)	変動費	

※「測量技師」とは、国土交通省が定める設計業務委託等技術者単価（測量技師）をいう。

物価改定の判定方法（表3）

項目	内容
判定に用いる指標	物価変動の改定指標（表2）の指標
判定時期	毎年度2月（新しい単価が公表された時期）
改定の対象経費	「支払方法及び支払期」並びに「物価改定の対象」（表1）における業務の経費
対象期間	翌年度以降
判定基準	前回改定年度又はこの契約書の締結日の労務単価から±1.0%以上の変動が生じているか
物価改定の計算方法	改定額 = 改定の対象経費 × 物価増減率 物価増減率 = 指標（当該年度）/指標（前回改定年度又はこの契約書の締結日）